

vol. 2264

【発行】大分県高等学校教職員組合教宣部 大分市大字下郡496-38 大分県教育会館  
TEL / (097) 556-2838 FAX / (097) 556-8998 MAIL / ohtwu@view.ocn.ne.jp

# 大分県高教組情報

【発行者】大野 真二 【印刷】(株)佐伯コミュニケーションズ 【売 価】30円(組合員の購読料は組合費の中に含んで徴収しています)

今号の掲載内容 (掲載順)

- 2021年度賃金確定交渉妥結
  - 地公労 総務部長交渉 (11月5日(金) 13:30～ 県庁本館人事課分室)
  - 地公労 知事交渉 (11月15日(月) 15:00～ 県庁本館人事課分室)

## 2021年度賃金確定交渉

高教組速報第12号(2021年11月16日)で既報の通り、今年度の賃金確定交渉は、11月15日(月)に行われた地公労知事交渉で妥結しました。

今年度、大分県人事委員会が2年連続で一時金の引き下げ、月例給改定なしの勧告を行いました。地公労の交渉で12月一時金の引き下げは回避できましたが、教職員を含む県職員の長時間労働の是正や諸手当の改善など、課題が残っています。交渉の経過は以下の通りです。

**地公労 総務部長交渉** (11月5日(金) 13:30～ 県庁本館人事課分室)  
 扶養親族がワクチン接種に従事して得た収入は、扶養手当認定上の所得に含めない。(2022年2月までの間)

**地公労 知事交渉** (11月15日(月) 15:00～ 県庁本館人事課分室)  
 期末手当は国に準じて措置、自動車等使用者の通勤手当100円改善。

地公労賃金確定総務部長交渉では、高教組から20名が参加し、和田雅晴総務部長に対し、厳しい職場実態や生活実態を訴え、賃金改善を求めました。

\*\*\*\*\*

冒頭、地公労の岡部勝也議長は挨拶の中で、「10月4日に人事委員会勧告が出され、私たちとしては受け入れ難い2年連続のマイナス勧告であった。新型コロナウイルス感染症の最前線で頑張っている職員に対して、このまま受け入れるわけにはいかない。私たちの訴えを聞いて、何ができるのか真剣に考えること。」と述べ交渉に入りました。

**11月5日総務部長文書回答(冒頭)**

- 1 期末手当については、令和3年12月1日から、人事委員会勧告のとおり措置したい。
- 2 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、令和4年1月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。
- 3 不妊治療のための休暇については、令和4年1月1日から、国に準じて導入したい。

**《文書回答に対する補足説明》**

○回答1の**人勤の取扱い**について、本年度の勧告では、年間における期末勤勉手当の支給割合が2年連続で減少するという、皆さん方にとりまして大変厳しい内容であると承知している。そのような中で国においては、現在でも人事

院勧告の取扱いについて検討中であり、改正給与法案の閣議決定も行われていないが、回答のとおり、期末手当について、令和3年12月1日から人事委員会勧告のとおり措置したい。

給料表については、人事委員会報告のとおり改定しないが、令和元年度の交渉で申し上げたとおり、今後の公民較差の状況を踏まえて水準調整給料表についての勧告が出されるよう、引き続きできる努力をしていきたい。

○回答2の**自動車等使用者の通勤手当**については、「直近3年間のガソリン平均単価と、諸経費の実勢単価及び燃費に基づいて話し合う」ことを確認している。改定の結果、手当額は85km以上の区分を除き、現行と比較して、200円から400円のマイナスとなる。通勤手当の算定にあたって、ガソリン価格と諸経費は実勢価格を反映させ、燃費については、実際の走行条件に近い条件で測定した「モード」に

よる燃費表示に統一されたことから、今回は「JC08モード」による数値を使用した。具体的には、これまでどおり、新車登録から廃車までの平均経過年数である9年前における、1500ccカロラの「JC08モード」による1ℓ当たり20.0kmから、実際の走行燃費との乖離を考慮して15%を減じた、1ℓ当たり17.0kmを用いて算定している。

○回答3の**不妊治療のための休暇の新設**について、国においては、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を推進するため、令和4年1月1日から、職員の不妊治療のための休暇(有給)を新設する予定である。本県においては、平成21年度より不妊治療を理由とする病気休暇の取得を認めているところであるが、国に準じて不妊治療のための休暇を新設したいと考えている。

《口頭回答》

○**住居手当の見直し**については、他県状況が昨年度から変化していないことや、任命権者段階における「他県状況だけでなく、マイナスとなる職員が多い大分県の実情も考慮すべきだ。」との主張を踏まえ、来年4月からの見直しは見送ることとし、来年度、他県状況等を踏まえて、改めて話し合っていきたい。

○**期末勤勉手当における育児休業期間の除算の見直し**について、今年8月の人事院による意見の申出において、育児休業期間が1月以下の場合に手当の対象となる期間から除算しないという現行の取扱いは維持し、子の出生後8週間以内における育児休業期間と、それ以外の育児休業期間を合算せず、それぞれの育児休業期間が1月以下であれば除算されない取扱いに見直すことが示されているため、国の実施時期が決まれば遅れることなく対応したい。

《見解》

○**定年引き上げ**について、平成30年8月の人事院による「意見の申出」に基づき、①定年の段階的引き上げ、②役職定年制の導入、③定年前再任用短時間勤務制などを中心とした法案が、今年6月に成立したところであり、現在、改正地方公務員法の施行日である、令和5年4月1日に向けて、検討・準備を進めている。定年引き上げについては、引き続き情報提供を行っていく。

\*\*\*\*\*

項目ごとに議論を進める中で、以下のような主張がなされました。

●高校の教職員の部活動は土日の高速加算に入らず、通勤をしたところにも入らない。本来なら土日の通勤手当をだせという要求だが、それが極めて厳しいということなら、何ができるか検討すること。

●部活では試合のときに2往復することもあり交通費もかかる。寒冷地域ではスタッドレスタイヤの交換代など車はかなり諸経費がかかる。一時金や交通費も下がるとなればモチベーションが下がる。

●広域通勤100kmを超える方が何人もいるのに、上限が85kmというのはどうなのか。電車通勤で特急を使っているが、55,000円を超えた部分は、4/5しか見てくれない。なぜ全額でないのかという強い声がある。

●部活動については、県も保護者も部活動を頑張ってもらいたいという気持ち、進学も地域が地元の学校の進学率を上げてほしい。人々の価値観が変わらないと学校だけでは無理。県から周囲にそういう働きかけや啓発をすること。

●現職死亡や病休者が増えている。持ち帰り仕事が増えるなど目に見えない残業が多い。正確な労働時間を把握と検証をきちんとし、抜本的なとりくみすること。

●県立学校の事務職員、行政職の生のデータを出さない。学校現場の事務職員は申請以外にも仕事をしている状況がある。そういうところも加えて、働き方改革を行うよう、県教委にアドバイスをすること。

●再任用教職員は何も業務が変わらない、主任もしているし責任も変わらないのに賃金だけが下がる。賃金に関して定年延長に7割という目安が出たのであれば、今の賃金が2/3程度となっているところの引き上げを求めると述べている。

11月5日回答(最終)

前回の回答に、次のとおり追加する。

医療職である扶養親族が、令和3年4月から令和4年2月の間において、新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したことによって得た収入については、扶養手当認定上の所得に含めない取扱いとしたい。

なお、詳細については、別途事務的に協議したい。

《口頭回答》

○**不妊治療のための休暇の新設後における病気休暇の取扱い**については、不妊治療のための休暇の新設後においても、現行の病気休暇における取扱いを存続させる方向で検討したいと考えている。

《検討結果》

総務部長は、「**人勤の取扱い**について、引き続き国等の状況を注視のうえ、次の交渉で考えをお示しできるよう検討する。**人事評価結果の給与反映**については、よりよい制度となるよう研究していきたいと考えている。**高速道路利用者の負担軽減**については、別府・院内インターチェンジ間の短縮効果については、次の交渉までに確認したい。**自動車等使用者の通勤手当、働き方改革の推進**について、本日の交渉の経過は上司に伝える。」と述べました。

\*\*\*\*\*

以上の回答を受けて、これが総務部長からの精一杯の回答であると判断し、最後に岡部議長から「今日の交渉の中での議論を受けて、ただ伝達するのではなく、わたしたちの思いを受け止めたうえで伝えるととらえてよろしいですか。15日まで10日間あります、いつか動いていただけということ」と求め、総務部長も了承したことから、17:10に交渉を終了しました。

賃金確定交渉を締めくくる知事交渉には、高教組からは支部・現業職組・事務職組の代表と本部執行委員の計20人で臨みました。総務部長交渉で課題として残っていた期末手当や通勤手当の減額等について、知事の全権委任を受けた尾野賢治副知事に対し、現状の厳しい勤務実態や生活実態を訴えました。検討休憩の後、広瀬勝貞知事から最終回答がありました。

\*\*\*\*\*

交渉に先立ち、副知事から前回の総務部長交渉を踏まえての、次のような冒頭回答が示されました。

**11月15日副知事文書回答（冒頭）**

前回までの回答に、次のとおり追加する。

- 1 期末手当については、国に準じて措置したい。
- 2 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、令和4年1月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。

**《補足説明》**

○**人勤の取扱い**について、国家公務員については、今年12月からの期末手当引下げを行わず、来年6月期で調整することも含め、引き続き検討を続けることとされ、未だに結論が出ていない状況となっている。本県においても、国の対応が決定するのを待って、回答1のとおり、国に準じて措置したいと考えている。

○**自動車等使用者の通勤手当の改善**について、総務部長交渉後に新車販売台数統計の経年変化を分析したところ、年々、消費者ニーズがセダン中心から、ミニバン、SUV、ハッチバックなどに多様化している実態があった。このことから、新車登録から廃車までの平均経過年数である9年前における、軽自動車やハイブリッド車、電気自動車を除いた、普通車の新車販売台数上位20車種の平均値を基に算出した1ℓ当たり14.0kmを用いて算定したところ、回答2のとおり、85km以上の区分を除いて、総務部長回答より200円から400円改善され、現行どおりの手当額となった。

**《口頭回答》**

○**高速道路利用確認後における判定基準の改善**について、令和4年4月1日から、高速自動車国道の利用回数が当該月の利用可能回数の5分の4を超えていなくても、5分の4以上であれば、翌月手当での調整を不要とする取扱いにしたいと考えている。

**《検討結果》**

○**高速道路の特例区間**について、別府・院内インターチェンジ間について、実地確認を行った結果、院内方面からの復路においては短縮効果が30分にわずかにおよびなかったことから、私の段階では、別府・院内インターチェンジ間を新たな特例区間として認めることは難しい状況だが、改めて要求項目の中で議論していきたいと考えている。

\*\*\*\*\*

以上の回答を受け、交渉団からは、これまで積み重ねてきた議論に重ねながら、生活実態、職場実態を踏まえ、課題解決を求めました。特に、交渉団からの主な主張は以下の通りです。

- 土日の部活動や試合等で遠距離を2往復することがあるにもかかわらず、交通費は出ない。
- 割引の時間帯に高速の利用ができないときもあり、費用

負担が大きい、何らかの措置を求める。

- 再任用について、仕事内容が変わっていないのに、給与が減っている。また、兼務となりより忙しくなったという事例もある。
- 寒冷地域ではスタッドレスタイヤに履き替えている。
- 日田地域はかなりの職員が履き替えている現状があり、余分な費用が発生し、なんらかの措置を講じること。

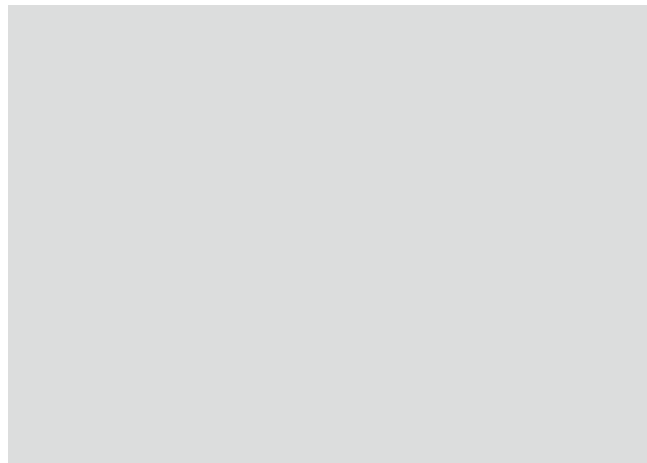
\*\*\*\*\*

以上の議論うけて、交渉は検討休憩に入りました。休憩終了後19：50交渉を再開し、交渉室に入室した広瀬知事から、次の最終回答が示されました。

**11月15日知事文書回答（最終）**

前回までの回答に、次のとおり追加する。

- 1 通勤のため、高速自動車国道のうち、別府・院内インターチェンジ間の全区間を利用する場合については、当該区間の通勤事情の特殊性を考慮し、人事委員会と協議のうえ、令和4年1月1日から、一般道路による片道の通勤距離が40キロメートル以上の者を長距離通勤者とみなして、当該区間の利用料金を現行の方法により通勤手当に加算することとしたい。
- 2 自動車等使用者の通勤手当については、人事委員会と協議のうえ、令和4年1月1日から、その使用距離に応じ、別表のとおりとしたい。



以上について交渉団は、口頭回答を含め、当局として総合的に検討し、判断した精一杯の結果であると受け止め、最後に岡部議長が「さらにプラスの回答となる配慮をいただいたと判断する。これをもって妥結したい」と述べ、19：54に交渉を妥結しました。

\*\*\*\*\*

妥結後、広瀬知事に直接各単組の抱える課題の投げかけを行い、交渉の全てを終了しました。

### 高教組からの主張

#### ①臨時・非常勤の処遇改善

会計年度任用職員の一時金は期末手当しかない。にもかかわらず正規職員と同じ減額率が適用された。勤勉手当がないことを考慮した減額率にする必要がある。また、増額するときにも同様である。あらかじめ勤務労働条件を提示しているため、年度途中での引下げは予想していない中での引下げであり、制度導入の趣旨が弱められてしまったと考えている。特に会計年度任用職員の期末手当算出方法の見直しをすること。

#### ②通勤手当の改善

広域異動に伴う長距離通勤者が多く、タイヤなど維持費、特に冬用タイヤの経費等の負担も看過できないので交通用具通勤手当の改善をすること。また、高速料金等の加算額についても手当での全額支給をすること。

特に、週休日等の部活動については、今年の任命権者交渉で部活動指導手当が見直される一方、通勤手当では加味されていないので、検討をすること。

#### ③働き方改革

「県立学校等の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」には、教育委員会及び学校の管理職の責務が明示されており、しっかりと遵守するとともに実効性のあるものとなるように、私たちとしっかり協議していくことを教育委員会に働きかけること。県立学校にはタイムレコーダが導入されているが、持ち帰り仕事や土日の各種試験、勤務時間前の勤務実態までは把握できていない。正確な勤務時間を把握させたくて長時間勤務の解消に努めること。

高校現場では、進学・就職の指導、部活動や長距離通勤などで自分の時間が持てない教職員が多い。特に、部活動による負担は大きい。部活動の社会教育化について、中学校での研究が進められているが、同時進行で進めるために、高校生の社会教育に携わる人も含めてもらいたい。また「部活動ガイドライン」の徹底も引き続き行うこと。

なお、教職員の負担軽減には、地域住民の理解と協力が必要である。地域づくりの議論の中で、部活動の地域活動への移行、地域イベントへの過度な生徒動員とならないような配慮等を行うこと。さらに、子どもたちの育ちを学校任せではなく、地域住民みんなで支えていく仕組みの再構築について、支援をすること。

## 2021年度 賃金確定交渉結果

① 2021年度賃金改定 月例給は改定なし、一時金については国に準じて措置

② 通勤手当(2022.1.1～) 自動車等使用者の支給額は下表の通り

〔自動車等使用者の支給額〕

片道の使用距離	現行手当額	総務部長回答		副知事回答(確定)		
		手当額	現行より	手当額	総務部長回答より	現行より
2 km以上 4 km未満	2,100円	1,900円	▲200円	2,200円	+300円	+100円
4 km以上 7 km未満	4,100円	3,900円	▲200円	4,200円	+300円	+100円
7 km以上 10km未満	6,600円	6,400円	▲200円	6,700円	+300円	+100円
10km以上 15km未満	9,300円	9,100円	▲200円	9,400円	+300円	+100円
15km以上 20km未満	12,700円	12,500円	▲200円	12,800円	+300円	+100円
20km以上 25km未満	16,000円	15,800円	▲200円	16,100円	+300円	+100円
25km以上 30km未満	19,600円	19,400円	▲200円	19,700円	+300円	+100円
30km以上 35km未満	22,700円	22,500円	▲200円	22,800円	+300円	+100円
35km以上 40km未満	25,600円	25,400円	▲200円	25,700円	+300円	+100円
40km以上 45km未満	28,100円	27,800円	▲300円	28,200円	+400円	+100円
45km以上 50km未満	30,500円	30,200円	▲300円	30,600円	+400円	+100円
50km以上 55km未満	33,500円	33,200円	▲300円	33,600円	+400円	+100円
55km以上 60km未満	36,600円	36,300円	▲300円	36,700円	+400円	+100円
60km以上 65km未満	40,000円	39,600円	▲400円	40,100円	+500円	+100円
65km以上 70km未満	44,100円	43,700円	▲400円	44,200円	+500円	+100円
70km以上 75km未満	48,100円	47,700円	▲400円	48,200円	+500円	+100円
75km以上 80km未満	51,100円	50,700円	▲400円	51,200円	+500円	+100円
80km以上 85km未満	54,100円	53,700円	▲400円	54,200円	+500円	+100円
85km以上	55,000円	55,000円	0円	55,000円	0円	0円

【通勤経路認定基準の緩和】 別府IC一院内IC間の全区間、かつ、一般道路による片道の通勤距離が40キロメートル以上の場合に、当該経路を通勤経路として認定